

宇佐市告示第30号

緊急輸送道路における占用制限措置についての告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和5年2月10日から令和5年3月10日まで、宇佐市土木課に備えおいて一般の縦覧に供する。

令和5年2月10日

宇佐市長 是永修治



1 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名	区域
市道東上田・城井線	宇佐市大字上田1573番から 宇佐市大字上田1015番4まで
市道放生会線	宇佐市大字北宇佐1336番から 宇佐市大字上田1573番まで
市道ウサノピア線	宇佐市大字法鏡寺235番から 宇佐市大字法鏡寺235番まで
市道上田3号線	宇佐市大字上田919番2から 宇佐市大字上田919番2まで
市道上田5号線	宇佐市大字上田1069番から 宇佐市大字上田1080番まで

2 制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限を開始する期日

令和5年3月15日